

社会福祉法人厚生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚生会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、評議員会及び理事会に出席したときは、次の通り費用を弁償する。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償費を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

理 事	4, 0 0 0円
監 事	4, 0 0 0円
評議員	4, 0 0 0円

(改正)

第4条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。